

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、ひとり親家庭の親の自立の促進を図るため、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を予算の範囲内で貸付けすることについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親」とは、配偶者と死別した者、又は現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる者で、現に20歳に満たない児童を扶養している者をいう。

- (1) 離婚し、現に婚姻をしていない者
- (2) 配偶者の生死が明らかではない者
- (3) 配偶者から遺棄されている者
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者
- (5) 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる者であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条及び第1条の2で定める者

2 この要綱において「養成機関」とは、1年以上のカリキュラムを履修することが必要とされているものであり、看護師、介護福祉士、保育士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格の取得を目的とする機関をいう。

(貸付の対象者)

第3条

1 訓練促進資金の貸付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者
- (2) 原則として、静岡県内に住民登録をしている者
- (3) 養成機関の課程を修了後、第11条第1項に規定する業務に従事しようとする者
- (4) 入学準備金については、専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金を受給していない者

2 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合におけるひとり親家庭高等職業訓練促進資金の取扱は、平成30年4月1日より以下のとおりとする。

- (1) 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸し付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸し付けを行わない。
- (2) 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸し付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸し付けを行う。

3 住宅支援資金貸付けの対象となる者は、次の号のいずれにも該当する者とする

- (1) 原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施 について」（平

- 成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラム(以下「プログラム」という。)の策定を受けている者
- (2) 原則として、県内に住民登録をしている者

(貸付の種類)

第4条

- 1 訓練促進資金は、入学準備金、就職準備金とし、貸付の時期は以下に定める。
- (1) 入学準備金
養成機関に入学し、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける時
- (2) 就職準備金
養成機関の課程を修了し、資格を取得した時
- 2 住宅支援資金
- (1) 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする

(貸付の金額等)

第5条

- 1 訓練促進資金の貸付けの金額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。
- 2 住宅支援資金の貸付額は、入居している住宅の家賃の実費(上限4万円)とする
- 3 訓練促進資金は、無利子とする。ただし、連帯保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。
- 4 住宅支援資金の利子は、無利子とする
- 5 訓練促進資金は、その全額を一括で貸付けする
- 6 住宅支援資金は、初回の交付以降3か月毎の申告をもって貸付をする

(連帯保証人)

- 第6条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人1人を立てることとする。ただし、連帯保証人を立てられない場合で、県社協会長が認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が未成年であるときは、連帯保証人はその者の法定代理人でなければならない。
- 3 連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する。
- 4 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、連帯保証人変更届を県社協会長に提出しなければならない。

(貸付の申請)

- 第7条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める貸付申請書に、次に掲げる書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

- 1 訓練促進資金
- (1) 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し(発行から3か月以内で本籍地記載のもの)
- (3) 養成機関合格(入学許可)通知の写し(入学準備金の貸付けを申請する場合)
- (4) 養成機関の卒業証書及び資格取得試験合格通知の写し(就職準備金の貸付けを申請す

る場合)

- (5) 連帯保証人の住民票の写し(連帯保証人を立てる場合:発行から3か月以内で本籍地記載のもの)

2 住宅支援資金

- (1) 世帯全員の住民票の写し(発行から3か月以内で本籍地記載のもの)
(2) 自立支援プログラム策定の証明書
(3) 家賃がわかる書類の写し(契約書、家賃引落口座の引落が分かる通帳の写し等)

(貸付の決定)

第8条 県社協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(誓約書及び借用書の提出)

第9条 前条の規定により訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けの決定を受けた者は、別に定める誓約書、**借用証書を県社協会長に提出しなければならない。**

(貸付契約の解除等)

第10条 県社協会長は、貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除するものとする。

1 訓練促進資金

- (1) 養成機関を退学したとき
(2) 養成機関の課程を継続または卒業できる見込みがなくなったと認められるとき

2 住宅支援資金

- (1) 自立支援プログラム策定の達成の見込みがなくなったと認められるとき
(2) 第11条(2)が見込まれなくなったと認められるとき

3 死亡したとき。ただし、連帯保証人がいる場合はその限りでない

4 虚偽その他不正な方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき

5 その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

6 訓練促進資金、又は住宅支援資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

(返還債務の当然免除)

第11条 県社協会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、返還債務を免除することができる

1 訓練促進資金

- (1) 養成機関の課程を修了後、直近の資格試験を受験し、資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務(週20時間以上の就労)に従事し、引き続き5年間(他種の養成機関等における課程の履修、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、雇用が継続している場合を除き当該業務従事期間には算入しない。)その業務に従事したとき。

なお、災害、疾病等、やむを得ない事由により、資格試験を受験できなかった場合または資格試験に合格できなかった場合は、第10条又は第12条若しくは第13条の規定を準用する。

- (3) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため、その業務を継続することができなくなったとき。

2 住宅支援資金

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。
 - (2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 3 前項第1号の「その他やむを得ない事由」は、第11条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
 - 4 第1項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(返還)

第12条

1 訓練促進資金

訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における就学、災害、疾病、負傷、その他客観的にやむを得ない事由があると認められる場合を除く）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）に、月賦または半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することができる。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成機関の課程を修了後、直近の資格試験を受験し、資格を取得した日から1年以内に第11条に規定する業務に従事しなかったとき。（第11条1(1)のなお書き以降の場合は同様に読み替えるものとする）
- (3) 第11条に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

2 住宅支援資金

住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
 - (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 3 前項の「その他やむを得ない事由」は、第11条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
 - 4 第1項の規定により訓練促進資金を、第2項により住宅支援資金を返還しなければならない者は、その事由の生じた日（次条第1項の規定により返還債務の履行を猶予された場合にはその事由が継続する期間が終了した日、前条の規定による返還債務の免除の申請または次条の規定による返還債務の履行の猶予の申請をし、不承認の通知を受けた場合にはその通知を受けた日）から起算して15日以内に、別に定める返還協議書を県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第13条

1 当然猶予

県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予することができる

(1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき

(2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき

2 裁量猶予

(1) 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする

ア 第11条の1(1)、2(1)に規定する業務に従事しているとき

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(2) 県社協会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が災害、疾病、負傷、その他客観的にやむを得ないと認められる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする

3 前項2(1)イの「その他やむを得ない事由」は、第11条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること

4 第1項、第2項の規定による訓練促進資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、別に定める返還猶予申請書に該当することを証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第14条

1 訓練促進資金

県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、訓練促進資金の返還債務（既に返還を受けた金額を除く。）を当該規程に定める範囲内において免除することができる。

(1) 死亡または障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はその限りではない。

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部または一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。ただし、連帯保証人がいる場合はその限りではない。

返還債務の額の全部または一部

(3) 第11条に規定する業務に1年以上従事したとき（本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく退職した者等については対象としない。）

返還債務の額の一部

(4) 裁量免除の額は、第11条に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

2 住宅支援資金

都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき 返還の債務の額の全部
- 3 第1項の規定による訓練促進資金の返還債務の裁量免除を受けようとする者は、別に定める返還債務免除申請書に第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第15条 県知事等は訓練促進資金又は住宅支援資金を受けた者が、正当な理由がなく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき貸付金額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出)

第16条 貸付けを受けた者は、訓練促進資金の返還債務の免除を受けるまで、次の証明書または確認書を、毎年決められた期日までに県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 毎年4月末日まで
 - ・養成機関に在学しているとき。在学証明書
 - ・第11条に規定された業務に従事しているとき。就業証明書
 - ・養成機関に在学しているとき。訓練促進資金就学確認書
 - ・第11条に規定された業務に従事しているとき。訓練促進資金就業確認書
 - (2) 毎月提出
 - ・離職後、再就職のために求職活動を行っているとき。求職活動状況報告書
- 2 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。ただし、第1号に該当する場合は、その事実を証明する書類の添付を要しない。
- (1) 訓練促進資金の貸付けを辞退するとき。訓練促進資金辞退届
 - (2) 養成機関を卒業したとき。卒業（修了）届
 - (3) 取得した資格の登録を受けたとき。資格登録届
 - (4) 規定された業務を開始したとき。業務開始届
 - (5) 従事する施設等または職種を変更したとき。業務従事事業所等変更届、業務従事期間証明書
 - (6) 規定された業務に従事しなくなったとき。業務廃止届、業務従事期間証明書
 - (7) 休学し、復学し、または退学したとき。休学・復学・退学届
 - (8) 停学または退学の処分を受けたとき。停学・退学処分届
 - (9) 住所または氏名を変更したとき。住所・氏名等変更届
 - (10) 連帯保証人の住所または氏名に変更があったとき。連帯保証人住所・氏名等変更届
 - (11) 連帯保証人を変更するとき。連帯保証人変更申請書
 - (12) 家賃・住居確保給付金に変更されたとき。家賃・住居確保給付金変更届
- 3 連帯保証人は、訓練促進資金の貸付を受けた者が死亡し、または行方不明になったときは、

直ちに死亡・行方不明等届を県社協会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

なお、本要綱の施行に伴い、平成28年4月1日に制定した「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程」（以下「旧貸付規程」という。）は廃止するものとし、本要綱の施行前に、旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年7月1日から適用する。